

2024年度-2026年度ドミニカ共和国国別研修「税務行政強化」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた税務行政分野の開発の中核を担う人材に対し、日本における税務行政の取り組みを紹介することを通じて、財務省国税総局における税務行政事務プロセス及び運営の改善、職員能力向上に必要なナレッジが習得され、改善の取り組みに活用されることを目的として行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社パクサ（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、途上国の税、税務行政分野の専門コンサルティング会社であり、主に海外においての税制度、税務行政分野を中心とした制度、組織に関するコンサルティングにおいて実績を残しています。

本案件に関しては、前フェーズとなる 2019 年 11 月から 2023 年 3 月まで実施したドミニカ共和国「国税総局強化・近代化プロジェクト」を受注し、同国の税務行政における状況及びカウンターパートのニーズについて深く把握していることから、そのニーズに基づいて研修の構成等を策定することが可能です。引き続き実施済みの同技術協力プロジェクトの効果を測定し、その成果をより多くの税務署に展開していく為に、カウンターパートに対する密接なフォローが必要な中、特定者は過去の類似 JICA 研修事業の経験を踏まえた、効率的・効果的な研修実施が可能なほぼ唯一の機関であるといえます。

また、特定者はタンザニア国技術協力プロジェクト「リスクベースアプローチに基づいた税務調査能力向上プロジェクト」（2023 年 2 月～2027 年 1 月）を受注し、その一環として 2023 年度国別研修を実施した実績を有します。本案件においても、これら税、税務行政分野に関する知識、経験において、本研修講義内容として取り組むための講師や視察先のアレンジ、および本研修の進行監理として同様の手配・調整を問題なく行うことが出来ると想定されます。

このことから、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024年度-2026年度ドミニカ共和国国別研修「税務行政強化」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2024年11月6日～2024年11月19日（予定）
- (4) 契約履行期間：2024年10月4日～2025年2月28日（予定）
※2025年度、2026年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

案件受託上の条件として、2024年度案件を第1回目として受託し、2026年度まで計3回、本案件を受託可能である事。なお、2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024年7月23日（火）12:00（正午）まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024年7月26日（金）
	通知方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024年8月5日（月）
	回答予定日	2024年8月8日（木）
	回答方法	メール

提出書類：

- (1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (3) 誓約書（様式2）
- (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課（担当：河内）

電話：03-3485-7635 E-mail: tictip@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は5MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添2）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- （1）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- （2）参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （3）提出された参加意思確認書等は返却しません。
- （4）機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- （5）提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- （6）審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- （7）公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- （8）予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- （9）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。

- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2024年度-2026年度ドミニカ共和国国別研修「税務行政強化」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024年度に係るものである。2025年度、2026年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

ア. 研修コース概要

（1）研修コース名

ドミニカ共和国国別研修「税務行政強化」

（2）技術研修期間（予定）

【来日研修】2024年11月6日～2024年11月19日

（3）研修員（予定）

1) 定員 8名

2) 研修対象国 ドミニカ共和国

3) 研修対象組織・対象者

財務省国税総局 (Directorate General of Internal Tax : DGII) 関係者

（4）研修使用言語

スペイン語

（5）研修の背景・目的

ドミニカ共和国の税収は2019年～2021年にかけて対GDP比で13.4%、12.5%、14.5%とCovid-19パンデミックの影響を受けつつ早期の回復を遂げているものの、依然中南米・カリブ海諸国25か国平均の21.7%を下回り、2021年公的債務残高対GDP比も62.1%に達していた。

税収増はドミニカ共和国国家開発戦略2030（END）の重点戦略の一つであり、且つ財務省の優先政策になっているなど当国が政策的にも強く推進する課題であるが、中長期的な税収拡大に向けては対GDP比で4%にも相当すると見積もられる租税特典や免税措置の削減、個人所得税の高い課税最低限見直しなど包括的な税制改革が求められる一方で、税務行政の改善を図ることで現行の課税ベースのもとでの税収拡大が可能であるとの指摘がなされており、特に注力すべき領域として申告・納付義務の徹底、コンプライアンス管理、租税債権管理のためのリスクベース戦略改善、税務調査・ガバナンス機能強化のための改革が挙げられている。

我が国はドミニカ共和国政府の要請に基づき、DGII による効率的・効果的で透明性の高い税務行政の実現を支援していくため、2019 年 11 月から 2023 年 3 月にかけて業務プロセスの改善と人材育成に焦点を当てた税務署の徴税能力強化のためのプロジェクトを実施した。当該プロジェクトに能力強化を受け、税収増が実現した。

一方で依然として各種取り組みに対する改善は必要であり、また DGII としてその改善のために不断の努力を継続していくことを標榜している中、本邦研修を通じ、日本の経験を学び、現地活動との相乗効果を発揮したいという要望が強く、本件の要請がなされた。

(6) 案件目標

財務省国税総局における税務行政事務プロセス及び運営の改善、職員能力向上に必要なナレッジが習得され、改善の取り組みに活用される。

(7) 単元目標（アウトプット）

成果 1 :

(ア) 日本の税務行政運営についてその背景や特徴を学ぶ。

(イ) 自国の税務行政の現状と課題を把握・分析する。

(ウ) 本邦研修を通して自国の課題の位置づけを理解し、長期的なロードマップ案が作成される。

成果 2 :

(ア) 税務行政運営機能強化のための各種経験・手法について学ぶ。

(イ) (ア) の成果が組織内で共有される。

(ウ) 実施済み技術協力プロジェクトの成果の自立発展性が担保され、職員の能力が更に改善される。

(8) 研修内容

1) 研修項目

日本の税制・税務行政（納税者管理、税務調査、徴収、KSK(国税総合監理)等の DX をメインテーマに設定)

2) 研修方法（研修の実施方法については受注者からの提案とする）

ア. 講義

イ. 演習・実験／実習

ウ. 見学・研修旅行

エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

1. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

イ. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年10月4日～2025年2月28日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

DGII 関係者に対し、研修目標達成のために税務行政運営等についての日本の事例を紹介し、徴税能力の強化を図る。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信

- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 25) 2025 年度、2026 年度も引き続き 2024 年度同様の国別研修業務を委託予定。（2026 年度は別途調達にて現地セミナーを委託予定）

ウ. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってスペイン語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

2024 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉 様

提出者（法人番号）
（所在地）
（貴社名）
（代表者役職氏名）

2024 年度ドミニカ共和国国別研修「税務行政強化」に係る参加意思確認公募について応募資格を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1. 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2. 応募資格に関する記述

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※サイズ：A4 判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

提出日：2024 年 月 日

誓約書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

2024 年度ドミニカ共和国国別研修「税務行政強化」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所

法 人 名

法 人 番 号

役 職 名

代表者氏名

役職印

1. 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2. 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
 - 個人番号利用事務実施者
 - 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
 - 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
 - 個人情報取扱事業者

以上